

＜使用開始日＞  
2013年7月20日

# 野村クラウドコンピューティング &スマートグリッド関連株投信

野村クラウドコンピューティング & スマートグリッド関連株投信 Aコース

野村クラウドコンピューティング & スマートグリッド関連株投信 Bコース

追加型投信 内外 株式

野村クラウドコンピューティング & スマートグリッド関連株投信 マネープールファンド

追加型投信 国内 債券

## 【投資信託説明書（交付目論見書）】



| ファンド名      | 商品分類    |        |               | 属性区分                              |      |                  |               |           |
|------------|---------|--------|---------------|-----------------------------------|------|------------------|---------------|-----------|
|            | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産                            | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ     |
| Aコース       | 追加型     | 内外     | 株式            | その他資産<br>（投資信託証券 <sup>(注)</sup> ） | 年1回  | グローバル<br>（日本を含む） | ファミリー<br>ファンド | あり（フルヘッジ） |
| Bコース       |         |        |               |                                   |      |                  |               | なし        |
| マネープールファンド |         | 国内     | 債券            |                                   |      | 日本               |               | —         |

（注）Aコース/Bコース：（株式 一般） マネープールファンド：（債券 一般）

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧頂けます。

＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号 ■設立年月日：昭和34年（1959年）12月1日

■資本金：171億円（平成25年5月末現在） ■運用する投資信託財産の合計純資産総額：19兆1958億円（平成25年4月30日現在）

＜受託会社＞ 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村クラウドコンピューティング & スマートグリッド関連株投信 Aコース/Bコース/マネープールファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年7月19日に関東財務局長に提出しており、平成25年7月20日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104  
＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★  
<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

#### ●Aコース、Bコース

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### ●マネープールファンド

安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

### ファンドの特色

#### ■主要投資対象

#### ●Aコース、Bコース

世界のクラウドコンピューティング関連企業の株式およびスマートグリッド関連企業の株式を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

- ・ ファンドにおいて「クラウドコンピューティング」とは、ハードウェア機能、ソフトウェア機能、アプリケーション等の様々なサービスを、インターネットを通じて提供する形態のことをいいます。  
ファンドにおいて「クラウドコンピューティング関連企業」とは、ハードウェア機能、ソフトウェア機能、アプリケーション等の様々なサービスを、インターネットを通じて提供する企業や、それら機能やサービスを提供するための媒体となる通信機器を製造する企業等をいいます。
- ・ ファンドにおいて「スマートグリッド」とは、情報技術等を活かして構築され、電力情報の双方向化、電源の分散化、電力供給の安定化等に寄与する次世代電力インフラのことをいいます。  
ファンドにおいて「スマートグリッド関連企業」とは、スマートグリッド構築にあたって、電力情報の双方向化、電源の分散化、電力供給の安定化等に寄与する、通信・制御システムを提供する企業や、送配電網関連機器や電力貯蔵装置等を製造する企業等をいいます。

#### ●マネープールファンド

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象※とします。

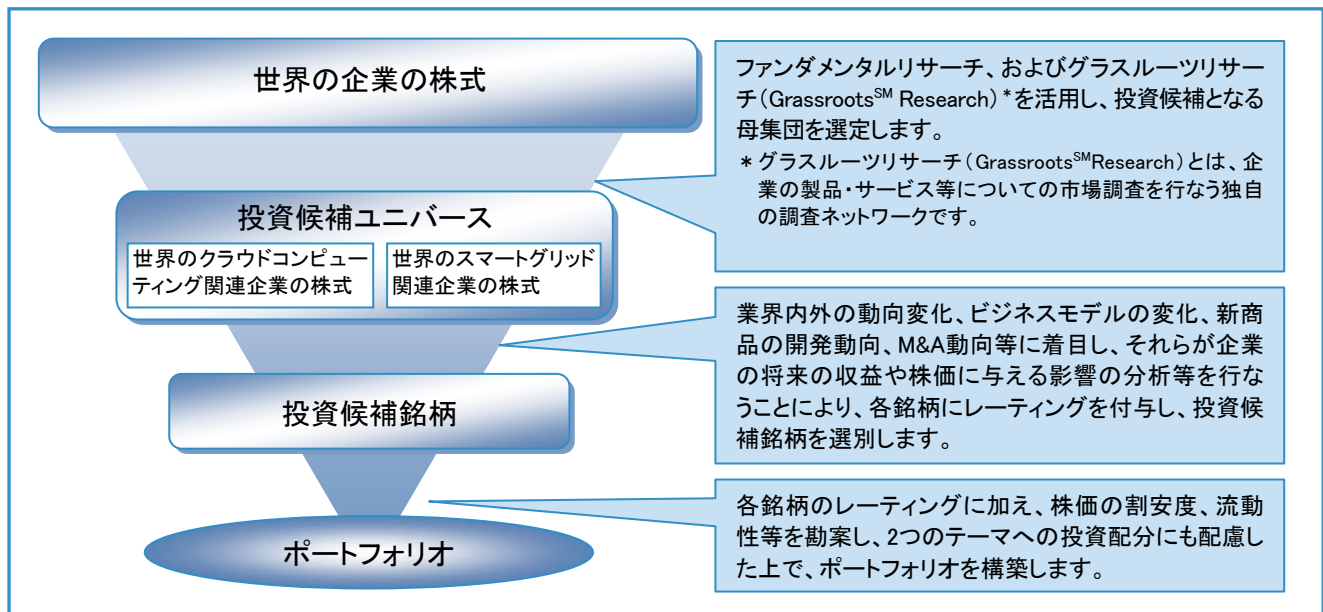
※「実質的な主要投資対象」とは、「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■投資方針

#### ●Aコース、Bコース

◆株式への投資にあたっては、独自のボトムアップリサーチにより各銘柄にレーティングを付与し、投資候補銘柄を選別します。各銘柄のレーティングに加え、株価の割安度、流動性等を勘案し、クラウドコンピューティング関連企業およびスマートグリッド関連企業の株式への投資配分にも配慮した上で、ポートフォリオを構築します。

## ■ポートフォリオ構築プロセス■



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

◆「Aコース」は原則として為替ヘッジを行ない、「Bコース」は原則として為替ヘッジを行ないません。

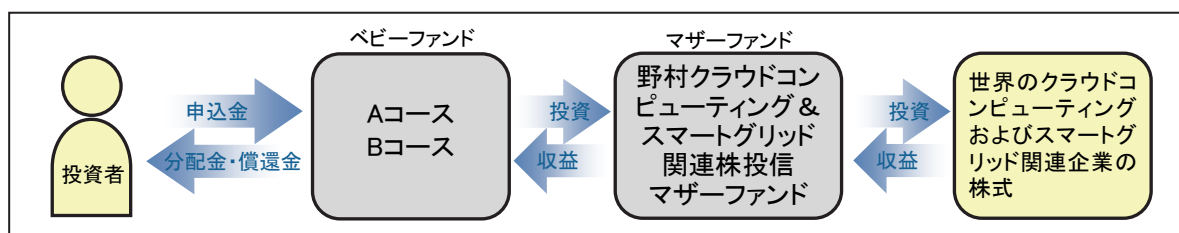
| Aコース<br>為替ヘッジあり                                                                                                                                | Bコース<br>為替ヘッジなし                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 |

◆株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

◆マザーファンドの運用にあたっては、以下の委託先に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

| 委託する範囲 | 委託先名称                                                                   | 委託先所在地                |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 株式等の運用 | Allianz Global Investors U.S. LLC<br>(アリアンツ・グローバル・インベスターズ・US・エル・エル・シー)  | 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 |
|        | Allianz Global Investors Europe GmbH<br>(アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ヨーロッパGmbH) | ドイツ連邦共和国 フランクフルト市     |
|        | RCM Asia Pacific Limited<br>(RCMアジア・パシフィック・リミテッド)                       | 中華人民共和国 香港            |

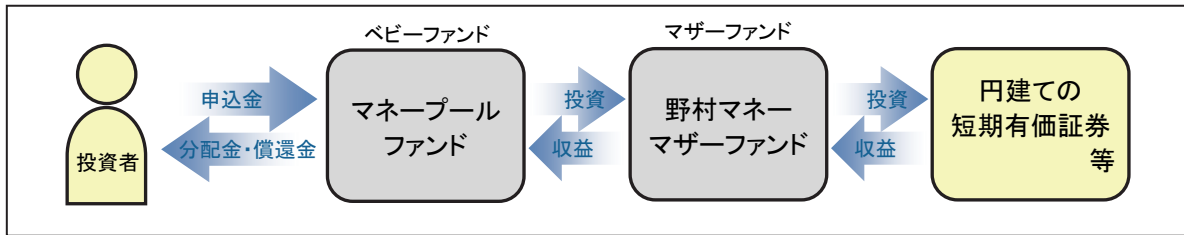
◆ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### ● マネープールファンド

- ◆「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ◆ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



### ■ スイッチング

「Aコース」「Bコース」「マネープールファンド」間でスイッチングができます。  
(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

### ■ 主な投資制限

#### ● Aコース、Bコース

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への実質投資割合には制限を設けません。    |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| デリバティブの利用   | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。   |

#### ● マネープールファンド

|             |                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等<br>に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への投資は行ないません。                                                         |
| デリバティブの利用   | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。                                                    |

### ■ 分配の方針

原則、毎年4月27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。  
分配金額は、分配対象額の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### ● Aコース、Bコース

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク | ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは特定のテーマに絞った株式に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。                                                                                                                                               |
| 為替変動リスク | 「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。<br>「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。 |

#### ● マネープールファンド

|           |                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 債券価格変動リスク | 債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

- Aコース、Bコースに関する留意点

・ファンドは、2つのテーマに絞った銘柄選定を行ないますが、市場規模、業界動向、流動性等によっては、一方のテーマへの投資に大きく偏る場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

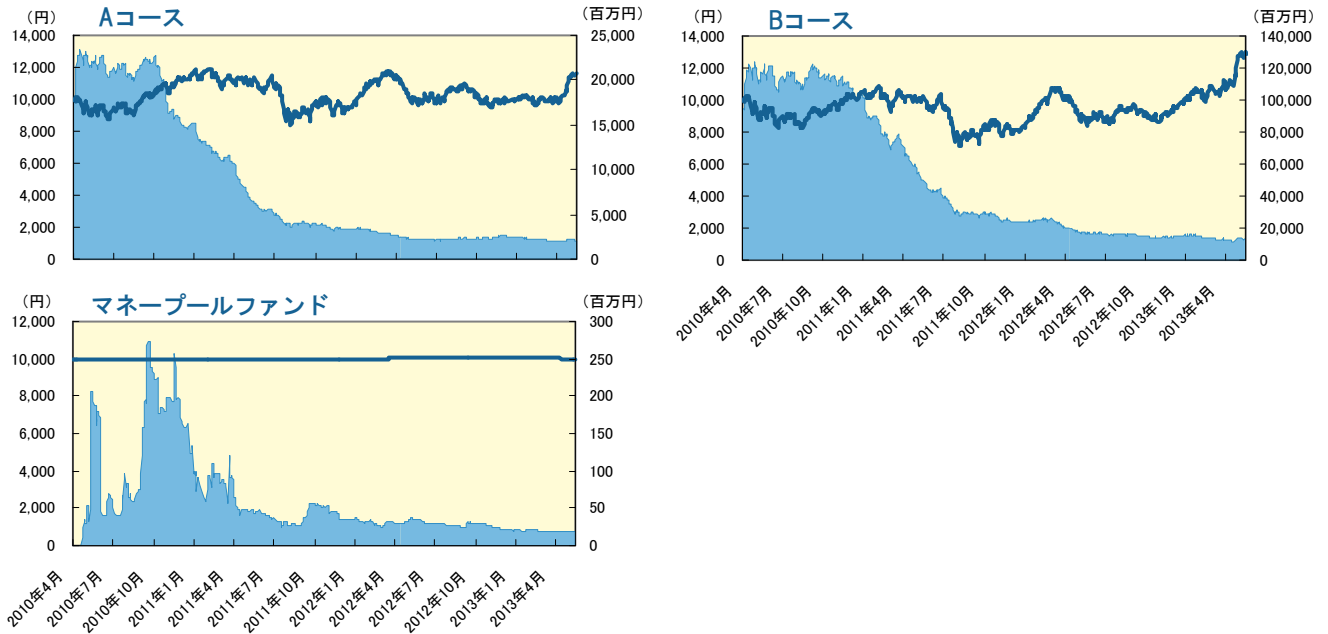
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## 運用実績 (2013年5月31日現在)

## 基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)

— 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸)  
— 純資産総額(右軸)



## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

|         | Aコース  | Bコース  | マネープールファンド* |
|---------|-------|-------|-------------|
| 2013年4月 | 10 円  | 200 円 | 10 円        |
| 2012年4月 | 250 円 | 30 円  | 0 円         |
| 2011年4月 | 250 円 | 50 円  | 0 円         |
| ---     | ---   | ---   | ---         |
| ---     | ---   | ---   | ---         |
| 設定来累計   | 510 円 | 280 円 | 10 円        |

## 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

Aコース、Bコース

| 順位 | 銘柄                    | 業種              | 投資比率(%) |      |
|----|-----------------------|-----------------|---------|------|
|    |                       |                 | Aコース    | Bコース |
| 1  | APPLE INC             | コンピュータ・周辺機器     | 14.8    | 14.8 |
| 2  | TESLA MOTORS INC      | 自動車             | 12.2    | 12.3 |
| 3  | SALESFORCE.COM INC    | ソフトウェア          | 7.8     | 7.8  |
| 4  | MICROSOFT CORP        | ソフトウェア          | 7.0     | 7.0  |
| 5  | SAN DISK CORPORATION  | コンピュータ・周辺機器     | 5.1     | 5.1  |
| 6  | SAP AG                | ソフトウェア          | 5.0     | 5.0  |
| 7  | TIBCO SOFTWARE INC    | ソフトウェア          | 4.1     | 4.1  |
| 8  | AMAZON.COM INC        | インターネット販売カタログ販売 | 4.0     | 4.0  |
| 9  | CITRIX SYSTEMS INC    | ソフトウェア          | 3.6     | 3.6  |
| 10 | RACKSPACE HOSTING INC | インターネットソフトウェア   | 3.2     | 3.2  |

実質的な国/地域別投資比率

Aコース、Bコース

| 順位 | 国/地域<br>(通貨別) | 投資比率(%) |      |
|----|---------------|---------|------|
|    |               | Aコース    | Bコース |
| 1  | アメリカ          | 86.8    | 87.1 |
| 2  | ドイツ           | 5.0     | 5.0  |
| 3  | 韓国            | 1.8     | 1.8  |
| 4  | 香港            | 1.0     | 1.0  |

※ユーロについては発行国で記載しております。

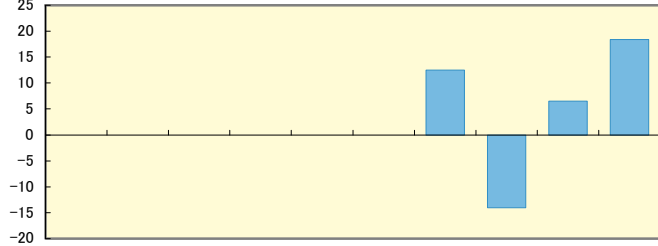
## マネープールファンド

| 順位 | 銘柄                | 種類   | 投資比率<br>(%) |
|----|-------------------|------|-------------|
| 1  | 国庫短期証券 第329回      | 国債証券 | 21.0        |
| 2  | 国庫短期証券 第348回      | 国債証券 | 17.5        |
| 3  | 国庫債券 利付(10年)第252回 | 国債証券 | 3.5         |
| 4  | 国庫短期証券 第362回      | 国債証券 | 3.5         |
| 5  | 国庫短期証券 第363回      | 国債証券 | 3.5         |
| 6  | 国庫短期証券 第365回      | 国債証券 | 3.5         |
| 7  | 国庫短期証券 第370回      | 国債証券 | 3.5         |
| 8  | 国庫短期証券 第367回      | 国債証券 | 3.5         |
| 9  | 国庫短期証券 第369回      | 国債証券 | 3.5         |
| 10 | 国庫債券 利付(10年)第259回 | 国債証券 | 1.8         |

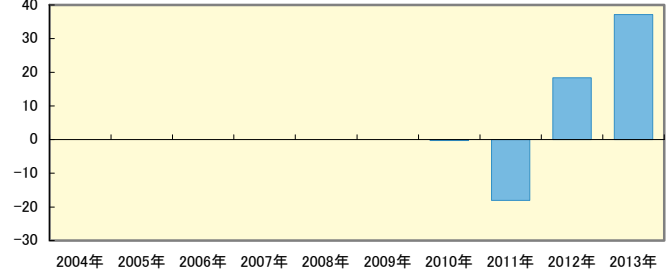
## 年間収益率の推移

(暦年ベース)

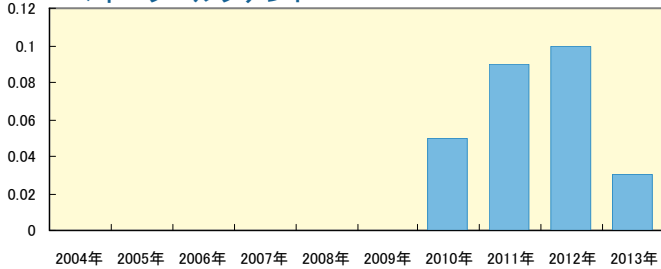
Aコース



Bコース



マネープールファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2010年は設定日(2010年4月16日)から年末までの収益率。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                            |                                           |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 購 入 単 位           | 購入コース                                                                                                                                                                                                      | 購入単位                                      |
|                   | 一般コース(分配金を受取るコース)                                                                                                                                                                                          | 1万口以上1万口単位<br>(当初元本1口=1円)または<br>1万円以上1円単位 |
|                   | 自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)                                                                                                                                                                                 | 1万円以上1円単位                                 |
|                   | (原則、購入後に購入コースの変更はできません。)<br>なお、マネープールファンドは、スイッチング以外による購入はできません。                                                                                                                                            |                                           |
| 購 入 価 額           | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)                                                                                                                                                             |                                           |
| 購 入 代 金           | 原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。                                                                                                                                                                 |                                           |
| 購 入 に 際 し て       | 販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。                                                                                                                                                                        |                                           |
| 換 金 単 位           | 購入コース                                                                                                                                                                                                      | 換金単位                                      |
|                   | 一般コース                                                                                                                                                                                                      | 1万口単位、1口単位または1円単位                         |
|                   | 自動けいぞく投資コース                                                                                                                                                                                                | 1円単位または1口単位                               |
|                   |                                                                                                                                                                                                            |                                           |
| 換 金 価 額           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aコース、Bコース<br/>換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額</li> <li>・マネープールファンド<br/>換金申込日の翌営業日の基準価額</li> </ul>                                                                 |                                           |
| 換 金 代 金           | 原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。                                                                                                                                                                   |                                           |
| 申 込 締 切 時 間       | 午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。                                                                                                                                                                            |                                           |
| 購 入 の 申 込 期 間     | 平成25年7月20日から平成26年7月18日まで<br>* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                      |                                           |
| 換 金 制 限           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aコース、Bコース<br/>1日1件10億円を超える換金は行なえません。</li> </ul> ※上記のほか、各ファンドにおいて換金制限を設ける場合があります。                                                                                   |                                           |
| ス イ ッ チ ン グ       | 「Aコース」「Bコース」「マネープールファンド」間でスイッチングができます。<br>スwitchングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。<br>(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)                                                                                     |                                           |
| 申 込 不 可 日         | 「Aコース」、「Bコース」は、販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク証券取引所   ・フランクフルト証券取引所</li> <li>・ニューヨークの銀行       ・フランクフルトの銀行</li> </ul> |                                           |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。                                                                                               |                                           |
| 信 託 期 間           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aコース、Bコース<br/>平成32年4月27日まで (平成22年4月16日設定)</li> <li>・マネープールファンド<br/>平成27年4月27日まで (平成22年4月16日設定)</li> </ul>                                                          |                                           |

|         |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 繰上償還    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aコース、Bコース<br/>「Aコース」、「Bコース」の受益権口数の合計が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。</li> <li>・マネープールファンド<br/>「Aコース」および「Bコース」が償還となる場合は、償還となります。<br/>また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。</li> </ul> |
| 決算日     | 原則、毎年4月27日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                               |
| 収益分配    | 年1回の決算時に分配を行いません。（再投資可能）                                                                                                                                                                                              |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにつき、1兆円                                                                                                                                                                                                          |
| 公 告     | 原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。                                                                                                                                |
| 運用報告書   | ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。                                                                                                                                                                              |
| 課税関係    | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降）<br>益金不算入制度、配当控除の適用はありません。                                                                                                                        |

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### ●Aコース、Bコース

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時手数料

購入価額に3.675%(税抜3.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額  
(詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)

##### 信託財産留保額

換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。  
ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。  
信託報酬率の配分は下記の通りとします。

| ファンドの純資産総額<br>(「Aコース」「Bコース」<br>合算の純資産総額) |        | 250億円以下<br>の部分                    | 250億円超<br>500億円以下<br>の部分 | 500億円超<br>1000億円以下<br>の部分 | 1000億円超<br>の部分 |
|------------------------------------------|--------|-----------------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------|
| 信託報酬率                                    |        | <u>年1.8585%(税抜年1.77%)</u>         |                          |                           |                |
| 配分<br>(税抜)                               | 委託会社   | 信託報酬総額から、販売会社分および受託会社分を控除した分とします。 |                          |                           |                |
|                                          | 販売会社※1 | 年0.70%                            | 年0.75%                   | 年0.80%                    | 年0.85%         |
|                                          | 受託会社※2 | 年0.07%                            | 年0.06%                   | 年0.05%                    |                |

※1 販売会社毎のファンドの純資産残高に応じた率とします。

※2 ファンドの純資産総額に応じた率とします。

##### 【運用の委託先の報酬】

マザーファンドの運用の委託先が受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年4月および10月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、以下の率(委託先の合計の率とします。)を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額           | 率       |
|-------------------|---------|
| 250億円以下の部分        | 年0.60%  |
| 250億円超500億円以下の部分  | 年0.575% |
| 500億円超1000億円以下の部分 | 年0.50%  |
| 1000億円超の部分        | 年0.45%  |

##### その他の費用・ 手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・ファンドに関する租税、監査費用 等

## ● マネープールファンド

## 投資者が直接的に負担する費用

|         |       |
|---------|-------|
| 購入時手数料  | ありません |
| 信託財産留保額 | ありません |

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用  
(信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。  
 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。  
 信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて下記の通りとします。

| コールレート     |      | 0.4%未満                    | 0.4%以上<br>0.65%未満     | 0.65%以上                |
|------------|------|---------------------------|-----------------------|------------------------|
| 信託報酬率      |      | 年0.1575%<br>(税抜年0.15%) 以内 | 年0.315%<br>(税抜年0.30%) | 年0.5775%<br>(税抜年0.55%) |
| 配分<br>(税抜) | 委託会社 | 年0.065%以内                 | 年0.13%                | 年0.22%                 |
|            | 販売会社 | 年0.070%以内                 | 年0.14%                | 年0.28%                 |
|            | 受託会社 | 年0.015%以内                 | 年0.03%                | 年0.05%                 |

平成25年7月19日現在の信託報酬率は 年0.021%(税抜年0.02%) となっております。

その他の費用・  
手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。  
 ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料  
 ・ファンドに関する租税、監査費用 等

## ■ 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目                   | 税金                                           |
|------------------|----------------------|----------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して10.147%                |
| 換金(解約)時及び<br>償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147% |

- \* 上記は平成25年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。  
 なお、平成26年1月1日以降は、20.315%となる予定です。
- \* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- \* 法人の場合は上記とは異なります。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

- ファンドの名称について

「野村クラウドコンピューティング & スマートグリッド関連株投信 Aコース」を「クラウド & スマートグリッド株投信A」、  
「野村クラウドコンピューティング & スマートグリッド関連株投信 Bコース」を「クラウド & スマートグリッド株投信B」、  
「野村クラウドコンピューティング & スマートグリッド関連株投信 マネープールファンド」を「クラウド & スマートグリッド株投信 マネー」という場合があります。

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)  
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

### 当ファンドの販売会社の概要

|          |                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 商号等      | 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号                            |
| 本店所在地    | 〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1                                      |
| 加入協会     | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、<br>一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター                                    |
| 資本金      | 100 億円                                                         |
| 主な事業     | 金融商品取引業                                                        |
| 設立年月     | 平成 13 年 5 月                                                    |
| 連絡先      | 03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。                              |

### お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

**【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】**

当ファンド(「マネープールファンド」を除く)は、主に内外の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

「マネープールファンド」は、主に国内債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

**「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信」の購入時手数料について**

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

| 購入口数 | 手数料率            |
|------|-----------------|
| 一律   | 3.675%(税抜 3.5%) |

- ◆野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 各コースへのスイッチングは、1.8375%(税抜 1.75%)とします。
  - ◆野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マネープールファンドへのスイッチングは、無手数料とします。
  - ◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- 詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。

